



【概要版】

じゅうじつ◎

# 「みさと 住実暮らし」

令和3年度 美郷町定住推進事業

## ◇住実暮らし新築等住宅補助金等(新築(解体・土地購入))

①解体のみ ②解体+土地購入+新築 ③土地購入+新築 ④新築  
いずれの場合も新築住宅建設をする(する方がいる)ことが条件です。

### 解体撤去補助金 最大200万円

既存建物の解体撤去費用:

町内事業所活用の場合:1/2または上限200万円のうち比較して少ない方

町外事業所活用の場合:1/2または上限100万円のうち比較して少ない方

☑解体後、土地の売買・新築住宅建築が成立している物件

☑申請者は、既存建物解体後、土地を売る意思があり、買い主がいる場合

### 土地購入補助金等 最大50万ポイント

美郷町内の土地を購入費用:1/2または上限50万円のうち比較して少ない方

☑土地購入後、新築住宅建築が成立していること

☑申請者は、対象の土地が3親等以内の親族の所有する土地を購入をする場合は対象外

### 新築住宅建設補助金等 子ども3人の場合 最大250万ポイント

建築費用:1/10または上限100万円のうち比較して少ない方

☑申請者は、町内に住所を有する40歳以下の方又は転入時において過去3年間住民登録されていないUIターンの方

☑補助金交付決定後10年以上当該住宅に居住すること

加算要件:子ども1人につき20万円(第3子まで)、1人30万円(第4子)、1人につき50万円(第5子以降)

転入20万円(転入から2年以内)

3世代同居20万円

町内事業所活用50万円



例)新築費用100万円+子ども3人60万円+転入20万円+3世代20万円+町内事業所50万円=250万円

## 継続 ◎定住者用住宅改修補助金 最大50万円

住宅改修費用:1/2または上限50万円のうち比較して少ない方

☑申請者は、町内に住所を有する40歳以下の方又は転入時において過去3年間住民登録されていないUIターンの方(転入して1年以内)など

☑住宅改修後5年以上、当該住宅に居住すること

☑住宅の改修費用が30万円以上であること

☑改修を行う施工業者が町内事業所であること

☑改修は同一物件に対して1回限りとする



## 継続 ◎民間賃貸住宅建設支援事業補助金 1戸あたり最大500万円

賃貸住宅建設等費用:

町内業者の場合:1/2又は1戸あたり上限500万円のうち比較して少ない方

県内業者の場合:2/5又は1戸あたり上限400万円のうち比較して少ない方

県外業者の場合:1/5又は1戸あたり上限200万円のうち比較して少ない方



☑事業者は、土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃貸権もしくは使用賃借による権利を有すること

☑事業者が建設する住宅にあたっては、町と管理協定を締結し、原則として町が10年間以上借上げる住宅とする

☑住宅の構造は共同又は長屋住宅とし、1戸あたりの床面積は25㎡以上で125㎡以下とすること

※美郷町定住新築住宅等補助金は令和2年度で終了します。  
(但し、令和3年3月31日までに着工している物件は対象とします。(経過措置))  
令和3年4月1日から新築住宅建設着工の物件は、住実暮らし新築等住宅補助金等の対象となります。

※住実暮らし新築等住宅補助金等の土地購入と新築住宅建設は、ポイントで付与します。  
ポイントは、決定ポイントの1割を10年間にわたって付与します。